

今後の検討項目

(1) 前文

条例案に付す前文の内容を検討する。

(2) 附則

① 施行期日

施策の実施の準備期間を考慮した上で、施行期日を検討する。

② 準備行為

相談員の任命、障がい者差別解消調整委員会の委員の選任など、相談体制等の運用等に必要な行為を事前に行うことができるようにする規定を検討する。

③ 紛争解決を図る体制に関する経過措置の有無

紛争解決を図る体制は、申立可能期間を事案の発生から3年としており、施行期日の定め方によっては、その体制が発足するまでに、申立可能期間を過ぎてしまう事案が存在し得る。このような事案に関し、申立てができる期間を一定期間延長する措置（経過措置）が必要かどうかについて、施行期日と併せて検討する。